第２次掛川市人権施策推進計画（案）に対する意見公募手続実施要領

１　募集の趣旨

意見公募手続（パブリックコメント）とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続です。

掛川市は、平成25年４月に施行した掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」を制定し、市の重要な施策の策定に当たっては、市民からの意見を聴取することとしています。

第２次掛川市人権施策推進計画の策定に当たっても、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、以下の方法により意見の公募を実施します。

２　意見公募手続の対象

第２次掛川市人権施策推進計画（案）

３　閲覧方法

(1) インターネットによる閲覧

掛川市ホームページ内（http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/）

(2) 文書による閲覧

（閲覧場所）

・掛川市役所 本庁１階 福祉課
・掛川市南部大東ふくしあ（大東支所１階）
・掛川市南部大須賀ふくしあ（大須賀支所１階）

※閲覧時間は、いずれも午前８時30分から午後５時15分まで。

４　意見の募集期間

令和７年11月26日（水）から令和７年12月26日（金）まで

５　意見の提出方法

御意見は、別紙の意見書（様式）に明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、御意見を正確に把握するため、口頭及び電話での受付、及び住所または氏名の記載されていない意見書の受付はできませんので、御了承ください。

(1) 電子申請　市ホームページ上の入力フォーム
(2) メール　掛川市福祉課（fukusi@city.kakegawa.shizuoka.jp）あて
(3) ＦＡＸ　掛川市福祉課（FAX番号0537-21-1163）あて
(4) 郵送　〒436-8650　掛川市長谷一丁目１番地の１　掛川市福祉課福祉政策係あて

(5) 持参

・掛川市福祉課（掛川市役所本館１階）

・掛川市南部大東ふくしあ（大東支所１階）

・掛川市南部大須賀ふくしあ（大須賀支所１階）

受付時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日除く）

６　意見書書式

意見提出用紙を用意しておりますので御利用ください。

なお、第２次掛川市人権施策推進計画（案）に関する意見と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば、任意様式でも構いません。

７　意見の取扱い

- 御意見に対して個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- いただいた御意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- 募集の趣旨と直接関係のない御意見等については、意見公募手続（パブリックコメント）の意見として取り扱いません。

８　問合せ先

掛川市役所　福祉課 福祉政策係

電話　０５３７－２１－１２１５